平成24年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要について

平成25年5月22日独立行政法人農林漁業信用基金

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。)第8条第1項の規定に基づき、平成24年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので公表する。

1. 平成24年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の推進に関する基本方針(平成22年2月5日閣議決定。以下「基本方 針」という。)に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約 (以下「環境配慮契約」という。)の推進を図ることとした。

2. 平成24年度における環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の供給を受ける契約、 自動車の購入・賃貸借に係る契約、省エネルギー改修事業に係る契約及び建築物の設計 に係る契約について、平成24年度において契約の締結実績はなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画(平成19年3月30日閣議決定)」に準じて、平成21年度より「独立行政法人農林漁業信用基金がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画」を策定し、これに基づき環境負荷の軽減に配慮した契約の締結に努めている。

平成24年度においては、デジタル複合機の更新にあたり、調達仕様書に新たにTEC値(一週間の標準消費電力量)の基準を追加して、省エネルギーに配慮した機器を購入した。